



辰野町こども・子育て会議

第 1 回

日時：令和7年7月8日（火） 午後6時30分

場所：辰野町役場 大会議室

1. 辰野町こども・子育て会議

●辰野町子ども・子育て会議設置要綱（抜粋）

■第1条

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、辰野町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

→当会議は、地域の実情やニーズを踏まえ、子育て支援施策を効果的に実施するために、子どもや保護者、子ども・子育て支援の当事者などの意見を反映させる役割を担っています。

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項（市町村等における合議制の機関）に規定。

■第2条

会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 辰野町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

→ (1) 教育・保育施設の需要量や提供体制や子ども・子育て支援施策全般について5か年の計画を策定し、各年度における実績や実施状況などを継続的に点検・評価・見直しをおこないます。

(第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画)

→ (2) 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育施設など）の利用定員を設定する場合に適切か審議します。

→ (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議します。

2. 経 過

■ 令和5年度

- 子育て応援課の新設
(こども課(現学校支援課:教育委員会)、保健福祉課、住民税務課、まちづくり政策課の子育て支援に関する業務を一元化)
- 子育て応援フェス (R5.11.18)
- 辰野町子ども・子育て会議 (R6.2.22)
 - ① 第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画の策定 (検討)
 - ② 平出保育園の再整備 (検討)
 - ③ 病児・病後児保育施設の建設 (ほか)

■ 令和6年度

- 辰野町子ども・子育て会議① (R6.7.5)
 - ① 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (調査実施)
 - ② 平出保育園・東部保育園の統合 (検討)
- 辰野町子ども・子育て会議② (R6.11.15)
 - ① 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (調査実施)
 - ② 第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画の策定 (素案)
 - ③ 平出保育園の今後 (検討)
- 辰野町子ども・子育て会議③ (R7.1.31)
 - ① 第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画の策定 (素案、パブリックコメントの実施)
 - ② 平出保育園の再整備 (閉園への方針決定)
- 病児・病後児保育施設の建設工事着手
- 子育て応援フェス (R6.11.9)

2. 経 過

■ 令和7年度

- 子育て応援課：こども家庭センターの新設（子育て家庭支援係と母子保健係を一元化）
（センター長（課長）：1名、統括支援員（保健師）：1名、保健師：3名、社会福祉士：1名、事務：1名、管理栄養士：1名、町の保健室（子育て相談）：1名）
- ぴっかりハウス（病児・病後児保育施設）の開所（R7.6.2）
- 子育て応援フェス（R7.11.15）
- 平出保育園閉園（R8.3.31）
- 辰野町子ども・子育て会議
第1回__辰野町子ども・子育て会議（R7.7.8）
第2回__辰野町子ども・子育て会議（R7.9 下旬）
第3回__辰野町子ども・子育て会議（R7.12初旬）



ぴっかりハウス（病児・病後児保育施設）

3. 協議事項（1）

1) 辰野町こども計画（仮称）の策定

①国の動向・市町村こども計画の概要

令和5（2023）年に「こどもまんなか社会」の実現に向けて「こども基本法」が施行され、こども施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」が策定されました。

これらにおいては、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すとされています。

1) こども基本法第10条にて、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされ、以下に掲げる計画を含むことができるとされています。

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定する計画）
- 少子化社会対策基本計画（少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策）
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する計画）
- 子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する計画）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第2項に規定する計画）

2) また、こども基本法第11条において、こども施策の策定にあたっては、対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を行うとされています。若者、子育て当事者等の意見を幅広く聴取することが基本的な方針とされています。子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす機会となり、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性が高まることが期待されます。

※こども基本法においては、「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされています。

※辰野町こども計画（仮称）の検討にあたっては、18歳未満の児童を「子ども」、18～39歳までを「若者」、子ども・若者全体を指す名称として「こども」を用いるものとします。

3. 協議事項（1）

②「辰野町こども計画（仮）」の趣旨

「辰野町こども計画（仮称）」を以下の方針に基づいて策定します。

- ・こども基本法に基づき、次世代育成支援、少子化対策、子ども・若者支援、子どもの貧困、子どもの権利保障などの内容を含む計画とします。
- ・また、令和7（2025）年度に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画（実施計画相当）」を「こども計画（仮）」の中に位置付け、一体的な計画とします。
- ・さらに、本計画の策定にあたっては「こどもの意見聴取」を行います。小中高生及びその保護者へのアンケートに加えて、直接的に対話できる機会をつくります。

辰野町こども計画（仮）（令和8～11年度）

基本計画（令和8～11年度）

- ✓ 次世代育成支援
- ✓ 少子化対策
- ✓ 子ども・若者支援
- ✓ 子どもの貧困対策
- ✓ 子どもの権利保障

実施計画（令和7～11年度）

第3期辰野町
子ども・子育て支援事業計画
（令和7～11年度）

- ✓ 支援事業の需給計画
 - ・幼児期の教育・保育
 - ・地域子ども・子育て支援事業

③計画期間

令和8（2026）年度から
令和11（2029）年度の4か年とします。

④策定までのスケジュール

3回の子ども・子育て会議にて、
計画の概要・内容等を協議し、
本年度中に策定します。

項 目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各種データ整理	■	■							
アンケート調査／集計／分析	■	■	■						
こどもの意見聴取 （参考：中学生議会）				■	■				
計画書の作成			■	■	■	■			
計画書の完了								■	■
パブリックコメント						■	■		
子ども・子育て会議	■			■		■			
町議会			■			■			■

3. 協議事項（2）

（1）こどもの生活状況調査（アンケート）の概要

■趣旨

本町のこどもや子育て家庭を取り巻く状況の把握・課題の導出から、各対象への支援策の検討を目的に、こどもの生活状況調査を実施します。策定趣旨に掲げた各種計画の分野については、過去に調査をしておらず実態が不明であることから、本アンケートにて実態の把握を行います。

■アンケート対象・把握事項

こどもの状況と子育て家庭の状況を両面から把握するため、保護者向けとこども向け調査をそれぞれ実施します。なお、親子のアンケート結果を紐付けることで、複層的な分析ができるようにします。

①保護者向けアンケートの実施 (小1、小5、中2、高2相当の保護者)

②こども（児童・生徒・若者）向けアンケートの実施 (小5、中2、高2相当)

※令和6（2024）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」、同年度に実施した総合計画（後期基本計画）策定のための「町民意識調査」の結果も活用します。

調査の把握事項

保護者調査	こども調査
<ul style="list-style-type: none">①こどもの生活状況、こどもとの関わり方の把握②子どもの権利に関する意見の把握③子育てや生活の悩みの把握④支援策の認知度・利用状況・要望の把握 <p>○貧困等の困難がもたらす生活状況・心理状態 ○支援策に関する認知度・ニーズ等を把握 → 健全なこどもの育成支援、子育て家庭の支援等の検討材料とする</p>	<ul style="list-style-type: none">①周りの人との人間関係等の実態把握②自己分析の把握③困りごとの相談、支援策に関する意見 <p>○こどもの生活状況や持っている想いを把握 → こどもを取り巻く課題を整理し、支援策の検討につなげる</p>
【共通】こども計画の指標の取得	

3. 協議事項（2）

（2）アンケートの実施方法

- ア) 基本的にWEB回答
- イ) 夏休み前の授業時間の中でタブレットを活用し回答（両小野小・中は、別途依頼）
- ウ) 小中学生の保護者には児童・生徒を通じてWEB回答をお願いする（オクレンジャーも併用）
- エ) 高校2年生相当（保護者を含む）は、抽出のうえ文書にて送付しWEB回答をお願いする

（3）調査票（資料No.2（事前送付））

（4）スケジュール

日 程	内 容	備 考
6月	アンケート・計画準備	
7月 8日	第1回_子ども・子育て会議	
7月10日	町校長会	質問事項の共有など
7月 初旬	アンケート依頼・実施	
7月 下旬	アンケート回収（夏休み前）	
9月 下旬	第2回_子ども・子育て会議	結果報告
12月 初旬	町議会	結果報告

3. 協議事項 (3)

■子どもの権利等

- 『子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約) 』
 - ・ 世界中の子どもたちの基本的人権を国際的に保障するための条約。
 - ・ 1989年に国連で採択され、1990年に発効。
 - ・ 18歳未満を「子ども」と定義し、子どもを権利の主体として尊重することを定めている。
 - ・ 日本は、1994年4月22日に「子どもの権利条約」を批准。
 - ・ 国連からは、条約に沿った制度の見直しや、差別の禁止、体罰の禁止など、様々な課題について改善勧告を受けており、子どもの権利実現に向けた取り組みは、なお継続して求められている。

※ 4つの原則



差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

3. 協議事項 (3)

● 『こども基本法』

- ・ こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。
- ・ 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的にこども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

出典：子ども家庭庁

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | |
|---|--|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p> <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> <p>3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。</p> | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。</p> <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。</p> <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。</p> |
|---|--|



- 第4条： 国 (責務) 基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。
第5条： 地方公共団体 (責務) 基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。
第6条： 事業主 (努力) 仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課している。
第7条： 国民 (努力) こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課している。

3. 協議事項（3）

●子どもの権利を巡る主な動き

年	内 容
平成元（1989）年11月	「子どもの権利条約」を国連が採択
平成 6（1994）年 4月	日本が条約を批准
平成 13（2001）年 4月	「川崎市子どもの権利に関する条例」施行（全国初）
平成25（2013）年 4月	「松本市子どもの権利に関する条例」施行
平成26（2014）年 7月	「県の未来を担う子どもの支援に関する条例」施行
令和 5（2023）年 4月	「こども基本法」施行
令和 7（2025）年度中	長野市／安曇野市で条例を制定予定

- ◆子どもの権利保障を総合的に捉えた条例制定は全国で81団体（令和7年4月現在）。
 - ・議員発議によるものや行政主体など策定主体は様々。
 - ・子育て視点、子どもの権利擁護、理念など、どこに視点を置くかで内容が変わる。

●辰野町では…

- ◆令和7年4月2日付け辰野町議会福祉教育常任委員会から「子どもの権利を守るための条例制定を求める提言書」の提出。
 - ①条例制定の目的、②定義・基本理念、③子どもの権利、④大人の責務、⑤町の責務、⑥実施体制、⑦権利を保障することに必要な条文を添えること

メ

モ